

事務所だより

第170号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

今月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省は、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めて、過労死等（※）をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っています。

実施期間

令和5年11月1日（水）

～11月30日（木）

月間中の取組概要は、次のとおりです。

【取組概要】

1 国民への周知・啓発

・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

47都道府県48会場（東京は2会場）でシンポジウムを開催

無料でどなたでも参加できますが、事前の申し込みが必要です。

・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

自身にも関わるものとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるように、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発が行われます。

2 過重労働解消キャンペーン

過労死等につながる過重労働などへの対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などが行われます。

《過重労働解消キャンペーンの概要》

1、労使の主體的な取組を促す使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に

関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請を行う。

自社の働き方改革等により、下請等中小事業主に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を要請する。

2、労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施する。

長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業やそれに協力する取引先企業等との意見交換を行い、当該企業の長時間労働の削減に向けた取組事例を収集するとともに、ホームページなどを通じて地域に紹介する。

3、長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点監督を実施し、監督指導の結果、重大・悪質な法違反が認められた場合は、送検し、公表する。

【注意】監督指導の結果、1年間に2回以上同一事項の違反については正勧告を受けた場合等は、ハローワークでは一定期間求人が受理されません。職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取組を行うよう協力要請があります。

4、過重労働相談受付集中期間

の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施する。

11月1日から11月7日までを過重労働相談受付集中期間とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署相談等の窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付ける。

11月3日に「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施する。

5、キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施する。

使用者等へのリーフレットの配布、広報紙、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知

を図る。

6、過重労働解消のためのセミナーを開催する。

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から1月を中心に全国でオンラインまたは会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」を開催する。

（※）「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいう。

しごとより、いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、人生を豊かにしてくれるもの。
だからこそ、働き過ぎやストレスで心や体の健康を損なうのは絶対にあってはならないことです。
すべての人が健康で、毎日いきいきと働き続けられる社会へ。
みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ。



STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚生労働省 過労死防止 編集

申請・届出への押印不要(拡大)

令和2年12月25日付けの法令改正等に伴って、事業主及び申請者の押印は、主な雇用保険関係の申請・届出において廃止となりましたが、一部の申請・届出では押印欄が存続していました。

今般、令和5年10月1日付けの法令改正等に伴って、押印不要となる手続きの範囲をさらに広げ、「日雇労働被保険者手帳に貼付する雇用保険印紙の消印に使用する認印」などの日雇労働関係で押印が必要となる手続きを除いて廃止となりました。

新たに押印が不要となった届出

不要となった届出は、次のとおりです。

- 事業所・被保険者関係
- 雇用保険適用事業所設置届
- 雇用保険事業主事業所各種変更届
- 雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届
- 雇用保険関係各種届書等再作成・再交付申請書

●雇用保険適用事業所情報提供請求書

雇用継続給付関係

○高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書

○雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書

就職促進給付関係

▼再就職手当支給申請書

▼就業促進定着手当支給申請書

Q 当社では、配偶者や子に対する扶養手当を支給していますが、国の政策では支給を見直すよう提案されています。支給を廃止(縮小)すべきでしょうか。

配偶者手当の是非について

A 所得税や社会保険の扶養や配偶者の(扶養)手当から外れないように給与額を調整した働き方が、「年収の壁」として配偶者の就業調整の一因となっていると言われています。また、2040年にかけて生産年齢人口が急減し、社会全体の労働力確保が大きな課題との予測もあり、人手不足への対応が急務とも言われています。そのため、政府は配偶者手当の廃止(縮小)と配偶者の労働時間を調整しない(増やす)ように求めています。

しかし、配偶者のいるパートタイム労働者の就業調整の理由が『配偶者手当』と回答しているのは15.4%にしかすぎません(「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」より)。また、金額の多少はありますが、国家公務員に対して配偶者を対象とする扶養手当が支給されています。

前置きが長くなりましたが、この時期に配偶者手当の見直しをすることは、一つの契機として有効と考えられます。ただし、労働者と合意することなく、一方的に廃止(縮小)することは、労働条件の不利益変更となります。配偶者手当の是非や他の手当への変更等も含めて、御社の労使間で十分協議してください。

書 ▼常用就職支度手当支給申請書
書 その他

○各種届出における訂正印

○各届出時の委任状

▼採用証明書

ただし、●印の書類は、個人情報保護の観点から、事業主申請の場合は事業主(当該事業所の従業員を含む。)又は事業主から委任を受けた代理人であることを確認する書類(社員証、委任状等)が必要になります。▼印の書類等

は事業主の押印は不要となりますが、申請者の記載事実に誤りがないことの事業主の証明は引き続き必要です。

なお、支店や営業所等の雇用保険事業所非該当施設の証明ではなく、雇用保険適用事業所の証明が必要です。

11月の労務手続
「提出先・納付先」

10日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出(10月以降に採用した労働者がいる場合)

「公共職業安定所」

○10月分源泉所得税・住民税の納付「郵便局または銀行」

30日

○10月分健保・厚年保険料の納付「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」

その他

○年末調整の申告書配布と回収

編集後記

今年の冬は12月以降もエルニーニョ現象が続くことや地球温暖化もあり、暖冬傾向になるとのこと。徐々に四季が薄れていくのでしょうか。(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com